

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第四十七号

##### クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和二十五年広島県規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別記様式第一号による」を「別記様式第一号による届出書に施設付近の見取図及び施設平面図を添付して行わなければならない」に改め、同条第二項中「別記様式第二号による」を「別記様式第二号による届出書に車両保管場所付近の見取図を添付して行わなければならない」に改め、同条第三項中「別記様式第三号による」を「別記様式第三号による届出書に、構造設備の変更の場合は当該変更に係る関係図面を、クリーニング所の廃止の場合は次条に規定する確認証を添付して行わなければならない」に改める。

第六条に次の一項を加える。

- 2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者であることを証明する書類

二 前号の書類に記載されている氏名に変更がある場合は、戸籍謄本又は抄本  
第十一条中「第八条第一項」を「第八条」に、「申請書」を「申請」に、「別記様式第十一号による」を「別記様式第十一号による申請書に戸籍謄本又は抄本を添付して行わなければならない」に改める。

別記様式第一号(表)中 「法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名」を

「法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名」に改め、同様式(表)の注3中「登記簿の謄本」  
電話番号

を「登記事項証明書」に改め、同様式(裏)を次のように改める。



「法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」  
あ

「法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名」  
あ  
電話番号

「添付書類 1 車両保管場所付近の見取図  
2 業務用車両の車検証  
3 車両内の（洗濯物の収納箇所）の見取図  
4 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該」  
あ

「添付書類 1 車両保管場所付近の見取図

2 車両内の（洗濯物の収納箇所）の見取図

3 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該

「添付書類 2 業務用車両の車検証

「添付書類 3 車両内の（洗濯物の収納箇所）の見取図

「添付書類 4 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該

「添付書類 1 車両保管場所付近の見取図」あ

「添付書類 2 業務用車両の車検証」あ

「添付書類 3 車両内の（洗濯物の収納箇所）の見取図」あ

「添付書類 4 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該

「4 現在の氏名と3の証明書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書」あ

「4 3の証明書類に記載されている氏名に変更がある場合は、戸籍謄本又は抄本」あ

|               |   |                    |   |
|---------------|---|--------------------|---|
| ※<br>受付欄(保健所) | あ | 「(保健所・市町)※<br>受付欄」 | あ |
|---------------|---|--------------------|---|

「添付書類 1 車両保管場所付近の見取図」あ  
「添付書類 2 業務用車両の車検証」あ  
「添付書類 3 車両内の（洗濯物の収納箇所）の見取図」あ  
「添付書類 4 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該」あ

「添付書類 1 車両保管場所付近の見取図」あ  
「添付書類 2 業務用車両の車検証」あ  
「添付書類 3 車両内の（洗濯物の収納箇所）の見取図」あ  
「添付書類 4 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該」あ

「添付書類 1 車両保管場所付近の見取図」あ  
「添付書類 2 業務用車両の車検証」あ  
「添付書類 3 車両内の（洗濯物の収納箇所）の見取図」あ  
「添付書類 4 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該」あ

「 クリーニング師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。」

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 年 月 日実施             | クリーニング師試験合格 |
| 本 籍 地 ( 都 道 府 県 名 ) |             |

」

「添付書類 戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書」を

「添付書類 戸籍謄本又は抄本 」に添える。

氏 記 録 第 十 五 号 「生年月日 年 月 日」を

「生年月日 年 月 日 」に

電話番号

|           |       |
|-----------|-------|
| 免 許 年 月 日 | 年 月 日 |
|-----------|-------|

を

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 免 許 年 月 日         | 年 月 日 |
| 事 実 が 生 じ た 年 月 日 | 年 月 日 |

に

改める。

別記様式第十一号中「生年月日 年 月 日」を

「生年月日 年 月 日 」に

電話番号

「添付書類 戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書」を

「添付書類 戸籍謄本又は抄本 」に添える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のクリーニング業法施行細則によって行われている申請

その他の手続は、改正後のクリーニング業法施行細則によって行った申請その他の手続とみなす。